

「業務上コロナワクチンを接種し、健康被害を受けた労働者に労災認定の可能性がある事の周知を求める」について

請 願 者



紹 介 議 員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 厚生労働省のホームページによると、「労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けた事で健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となりますか」との質問に対し、「ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものである事、一般的には業務として行われるものは認められません」との回答が掲載されています。

一方で、令和 6 年 5 月 13 日の衆議院決算行政監視委員会において、阿部知子議員より武見厚生労働大臣(令和 6 年 5 月当時)に対し、「職務上の必要性から、ワクチン接種を業務命令に近い形で受け、その結果健康被害を受けた方については、指示命令系統を確認した上で、労災の適用対象とするとの考え方が示されている」という趣旨の指摘がなされました。しかしながら、こうした情報については、十分に周知されているとは言い難い状況にあると考えられます。

また、厚生労働省のホームページには続けて、「医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められる事から、労災保険給付の対象となります。また、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。なお、上記の医療従事者等・高齢者施設等の従事者以外の労働者に係るワクチン接種については、当該ワクチン接種を受けた事で健康被害が生じた場合、事業主からの業務命令によるものか否かなどを調査した上で、労災保険給付の対象となるか判断する事となります」との記載もあります。

しかし、これらの内容についても、十分に知られていない現状があると思われます。業務上コロナワクチンを接種し、ワクチン後遺症等で苦しんでいる方々が、労災認定される可能性がある事を広く県民に周知し、適切な労災申請が行えるよう、分かりやすく案内して下さい。

については、下記事項について請願します。

記

- 1 業務上コロナワクチンを接種し、健康被害を受けた労働者について、労災認定の可能性がある事等を、ホームページ等を通じて周知する事。
- 2 医療機関、高齢者施設、職域接種を実施していた事業所等に対し、ワクチン接種後に健康被害が生じた場合、労災申請の対象となる可能性がある事について、広く周知するよう通知を出す事。